

平成 2 7 年第 3 回教育委員会

臨時会会議録

平成 2 7 年 2 月 1 6 日

東久留米市教育委員会

平成27年第3回教育委員会臨時会

平成27年2月16日午前10時00分開会

市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名
(2) 諸報告1
①教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する市長との意見交換
(3) 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について
(4) 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について
(5) 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
(6) 諸報告2
②その他
-

出席委員 (5人)

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ
教 育 長	直 原 裕

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	並 木 克 巳
教 育 部 長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
学 務 課 長	傳 智 則
生涯学習課長	市 澤 信 明
総 務 課 長	林 幸 雄
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	井 尻 郁 夫
企画経営室長	橋 爪 和 彦

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

○尾関委員長 これより平成27年第3回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席であり会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。

本日は3回目になりますが、諸報告において「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」をテーマに、われわれと意見交換を行うため、市長においていただいています。また、企画経営室長にもご出席いただいています。市長におかれましては、ご多忙のところ出席いただき、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

○尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名委員を指名します。2番の名取委員にお願いします。

○名取委員 はい。

◎議案の追加と会議の進め方

○尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と会議の進め方について説明をお願いします。

○林総務課長 「議案第22号 東久留米市立学校医等の解嘱及び委嘱について」「議案第23号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」、以上2件の議案の追加をお願いします。

また、本日の議事の進め方ですが、先に諸報告で市長との意見交換を行い、続いて議案第19号から第21号までを関連するため一括審議し、採決は個々にお願いします。その後、人事案件の議案第22号と第23号をご審議願います。

○尾関委員長 ただいまお手元に配付している日程のとおり、先に諸報告で市長との意見交換を行った後、議案第19号から21号までを関連するため一括審議し、採決は個々に行い、その後、人事案件の議案第22号と23号を審議するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、進め方については新しい日程によることとして、議案第22号と23号の審議は非公開で行います。

◎会議録の承認

○尾関委員長 平成27年1月27日に開催した第1回臨時会の会議録について、確認をいただきました。矢部委員と松本委員から修正の連絡を、名取委員からは特に修正はないという連絡をいただいておりますがよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、会議録は承認されました。

◎傍聴について

○尾関委員長 傍聴者はいらっしゃいますか。

○鳥越係長 いらっしゃいます。

○尾関委員長 それではお入りいただきます。暫時休憩します。

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時04分)

(傍聴者 入室)

◎諸報告1

○尾関委員長 休憩を閉じて再開します。日程第2、諸報告、「①教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」に入ります。この件の協議時間はおおむね60分程度を予定しています。

本日は教育委員会に市長をお招きするという形式をとっていますが、もともとは、市長から、大綱の策定に向けて教育委員会の考えを聞かせてもらいたいというお話があり、設定したものです。これからの新しい制度の中で、市長と教育委員会は緊密に意見交換をしていかなければいけないという認識を持ちながら進めていきたいと思えます。

それでは、市長から、意見交換を行う趣旨などについてお話しいただければと思います。

○並木市長 おはようございます。本日はこのような意見交換の場を設けていただきましたことに感謝申し上げます。地方教育行政法が改正され、平成27年度から、市長である私と教育委員会で構成する総合教育会議を招集し、そこでの協議を踏まえ、本市における「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」、いわゆる「大綱」を定めることになりました。本市の子どもたちに対する教育の振興についての基本方針をつくるということですから、責任はとても重いと認識しています。だからこそ十分に協議した上で、早期に策定していかなければならないと考えています。

そこで、来年度の総合教育会議の設置を待つまでもなく、大綱の策定に向けて教育委員会の皆様との意見交換の場を設けさせていただきました。今年度は既に2回、昨年9月と11月に教育の重要課題である学力向上といじめ防止をテーマに、意見交換をさせていただきました。このことは今後の大綱の策定にも大いに役立っていくと思っています。本日は、教育委員会が行っている具体的な施策の根底にある基本的な考え方や方針について、お聞かせいただきたいと思っています。

○尾関委員長 趣旨は各委員ともよくお分かりになったと思います。教育委員会の基本方針となると、昨年8月に策定した東久留米市教育振興基本計画の総論部分がそれに当たります。その前に、大綱と教育振興基本計画との関係については地方教育行政法の改正の問題もありますので、共通認識を持つておく必要があります。その点について、教育長から説明していただけますか。

○直原教育長 はい。地方教育行政法の改正に当たって、昨年7月に、文部科学省から通知文が発せられています。お手元にその抜粋の資料をお配りしています。その中で、大綱に関連して、2の(1)に「大綱は地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているのではない」と述べています。また、2の(3)で教育振興基本計画との関係ですが、「地方公共団体において教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議、調整し、当

該計画をもって大綱にかえることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない」、とも述べています。

○尾関委員長 本市でも教育振興基本計画を策定しましたので、それをベースにして大綱を考えることになると思います。それでは教育振興基本計画の総論部分について、矢部委員から説明をお願いします。

○矢部第一職務代理者 本市の教育振興基本計画について説明します。これは教育基本法第17条第2項の規定に基づき、東久留米市における教育振興に関する基本的計画を定めることを目的として策定したものです。この計画は市の長期総合計画基本構想を踏まえるとともに、教育委員会で定めた教育目標をもとに策定しています。各種の個別計画との連携も図りつつ、教育行政における最上位の計画として位置づけています。この計画は四つの柱とそれぞれ四つの基本施策から成る体系をとっています。この計画自体は非常に厚いもので個別に細かく計画が語られているのですが、体系図をご覧いただくと大まかなラインナップが分かります。

一つ目の柱は「人権尊重と健やかな心と体の育成」です。この目標とするところは、人と人とのかかわりを大切にして人権教育を推進すること、心と体の教育の充実、そして自己実現をする意欲や態度を育成することです。生涯を通じて健康に関心を持ち、自らスポーツに親しみ、体力づくりに積極的に取り組み、そのような機会の充実を目指すこと。さらに食育の充実而努力して健康保持増進を図り、心と体の健全な育成をすることを目指すというのが第1の柱です。二つ目の柱は「確かな学力の育成」です。この目標とするところは子ども一人一人への幅広い知識と教養、技術の習得を目指すとともに、学習への意欲や思考力、判断力、表現力の資質や能力を含めた確かな学力の育成を図ろうというものです。三つ目の柱は「信頼される教育の確立」です。この目標とするところは、児童・生徒の心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に行われる学校づくりを目指すことです。そして児童・生徒の健やかな学びと育ちを支える教育環境、教育条件の整備、充実を図ることにあります。ここに関しては、市長部局に大きくお願いしたいところです。また、障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた教育指導を受けられるよう、特別支援教育の充実を図るとともに、社会的自立を図ることができる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現を目指すとするものです。四つ目の柱は「生涯学習社会の構築」です。目標としては、誰もが、いつでも、どこでも学習することができ、学習成果を生かすことのできる生涯学習社会の構築を目指すとするものです。

今後、市教育委員会では学校、家庭、地域、そして各関係機関の方々との連携、協力を図りながら、計画の着実な推進に努めていきます。また、この計画に基づいて年度ごとの計画も定めていますので、それに従って着実に歩んでいきたいと考えています。

○尾関委員長 教育委員会が考える教育振興の基本方針は以上のとおりです。これを踏まえ、市長からご質問や意見を言っていただき、やり取りをしながら協議を進めていきたいと思えます。

○並木市長 市の教育振興基本計画について、詳しく説明していただきました。お配りいただいた体系図を拝見し、多岐にわたる施策を組まれていることを改めて認識しました。

思いつくところから質問させていただきます。2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることにより、教育振興基本計画にもオリンピック教育の推進について

述べられています。この貴重な機会をとらえ、子どもたちが積極的に体育やスポーツに親しみ、体力増進を図る、また、オリンピックやパラリンピックの歴史や意義、理念などを学ぶとともに、市民全体の振興も図っていきたくと考えています。そのような意味で、教育委員会としてどのようにお考えなのか伺います。

○尾関委員長 現在、子どもたちの体力が昔に比べて落ちているという問題があります。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を機に、本市でもオリンピック教育に積極的に取り組んでいこうと考えています。具体的な内容については指導室長から説明してもらいます。

○加納指導室長 学校におけるオリンピック教育の取り組みについて説明します。本年度は下里小学校、本村小学校、中央中学校の3校が東京都教育委員会からオリンピック教育推進校に指定され、中心になって学習活動等を進めています。具体的には「オリンピック、パラリンピック派遣事業」として、ロンドンオリンピックに出場した新体操の田中琴乃さんが下里小学校にお見えになり、生徒の前で演技を見せたり、夢や希望を語る会を催しました。また、上記以外の学校でも補助教材等を活用し、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義をはじめ、国際親善や世界平和の果たす役割について正しく理解するよう指導を行っています。また、次年度については本年度の3校から増やし、さらに推進していきたくと考えています。

○尾関委員長 生涯学習教育について、生涯学習課長から説明願います。

○市澤生涯学習課長 生涯学習教育におけるオリンピックの取り組みについて、説明します。昨年12月に東京ドームスポーツセンターを会場とし、オリンピックへの出場を目指す小・中学生に、1964年の前回の東京オリンピックの時に活躍された選手においでいただき、水泳指導をしたり、講演会を行いました。今後も2020年に向けて補助金等を活用し、事業を推進していきたくと考えています。また、市にはスポーツセンターもありますので、2020年のオリンピックに向けて、事前キャンプ等の誘致についても検討していきたくと思います。

○松本第二職務代理者 実際に経験された選手から話をしてもらったり、指導してもらうことは大変貴重だと思います。幸いにも本市には、北京、ロンドンと連続してパラリンピックでメダルを受賞されている、東中学校卒業後も市内に住んでいらっしゃる、水泳選手の小山恭輔さんがおいでになります。これまでも市内の小・中学校に出向き話をさせていただいています。来年のリオデジャネイロでのパラリンピックを目指している現役のアスリートであるためご多忙とは思いますが、今後も子どもたちにいろいろ話をしてもらえたらいいなと思っています。

もう一人ご紹介したいと思います。大門中学校出身の小暮花さんです。一昨年の東京国体の山岳競技で健闘され、昨年10月の長崎大会ではボルダリングという競技で全国優勝しています。

また、中学生の活躍については皆さんご承知のとおりです。部活動では、西中学校のハンドボール部が全国大会出場の常連です。この春休みには富山県氷見市で行われる大会にも男女での出場が決定しています。さらに、この2月8日、先週の日曜日ですが、6回目の区市町村対抗による中学生の東京駅伝大会が行われ、男子が11位、女子が24位と、過去で一番良い成績を修めました。特に男子の成績ですが、上位10校はすべてが本市よりも生徒数が2倍、3倍と多い区市です。それを考えると大健闘してくれたと思います。

本市は、スポーツに対して関心の高いまちだと思っています。5年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックでも、ぜひ本市から選手を送り出したいのですが、そのためにも市全体でスポーツの裾野を広げるといふか、市全体でスポーツに対して興味を持ってもらえるような施策に取り組んでいきたいと思っています。

○**並木市長** 改めて子どもたちが活躍している話を伺え、素晴らしいことだと思っていますし、個人的にお名前も出ましたが、市内で活躍していただいている方々が日本全国、また、世界で頑張っていただいていることも誇らしく思っています。そういう意味では、東久留米市を背負って頑張っていただいていることは、本当にありがたいと思います。オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までにはまだ時間はありますが、そういった機会を活用してチャレンジしていただくことが必要だと感じました。

2020年には、今の中学3年生は大学2年生になります。小学5年生は高校1年生になります。東久留米市からオリンピック・パラリンピックに出場する選手が出てほしいのはもちろんです。小学校高学年や中学生が、ボランティアなどでもオリンピック・パラリンピックを支える年代になる時代だと思います。積極的にオリンピック・パラリンピックに参加して、人生の中で貴重な経験ができるチャンスになりますので、そういった意味でも意識を高めてもらいたいと思います。かけがいのないチャンスになります。私自身も国内で開催されたオリンピック・パラリンピックは冬季の種目は見聞きしていましたが、東京での開催は経験がないものですから、私自身も貴重な経験にしていきたいと思っています。子どもたちにとってはおそらくこの機会は大切ではないかと思っています。

もう一つ、オリンピック教育に関連して伺います。社会の急速なグローバル化に対応した教育については、今後、なお一層進めていかなければならないと思います。英語の力を身に付けることはもちろんですが、日本の文化や異文化を理解し、さまざまな人とコミュニケーションがとれる人になってほしいと思っています。東久留米市から国際社会で活躍する人材が育ってもらいたいのですが、一方、東久留米市を発展させたいという思いも強くあります。地域に根差して、地域の活性化に貢献する人材も育ってもらいたいのです。欲張りかもしれませんが、子どもたちの将来の可能性を広げていくための教育について、お伺いできればと思います。

○**尾関委員長** グローバル教育ということです。先ず、本市の学校での取り組みについて、指導室長から話をしてもらいます。

○**加納指導室長** 学校におけるグローバル化に対応した教育について報告します。英語、外国語活動ですが、小学校第5、第6学年の外国語活動には年間35回、外国人ALTを配置することについて、次年度の予算案に盛り込んでもらっています。このことを通して、使える英語によるコミュニケーション力の育成を図っていきたいと考えています。また、東京都の施策ですが、英語教員海外派遣研修制度を積極的に活用しています。今年度も市内中学校の英語科教員3人がオーストラリアとアメリカで3カ月の研修を行ってきました。二人の教員は既に帰国していますが、派遣された教員は英語による英語教育の方法を学んで戻り、今後は派遣された教員を中心に英語の授業の改革を進めていきたいと考えています。

○**尾関委員長** グローバル化教育について、名取委員から何かあればお願いします。

○**名取委員** 報告がありました西中学校と大門中学校には研修を受けた教員が帰国し、授業を行っているということです。この方々はオーストラリアで3カ月ほど、あちらのセカン

ドラングージを子どもたちに実際に教えた経験によりすごく自信がついたということです。校長先生の話では、すっかり授業の様子が変わってしまったようで、高い評価を受けています。教員が実際にオーストラリアに行って、そこでセカンドラングージを学ぶ子どもたちに英語を教えるという、その経験が非常に良かったのだと思います。今後は、派遣された教員の授業を他の英語の先生たちにも見ていただき、授業も改善していってもらえれば良いと思いますし、また、来年度以降も本市から多くの英語教員が派遣されるのが良いのではないかと思います。

また、グローバル化に対応した教育を推進する上で、英語の力を伸ばすことはもちろん必要なのですが、そのほかにもまずは日本の歴史、社会、文化を知ることが大切だと思います。異文化を理解する学習も必要ですが、まずは自分たちの国のことを知る学習をさらに進めなくてはいけないと思います。そして、これから日本は国際社会で一定の役割を果たしていかなければいけません、そのためには自分の頭で考えることがとても大事です。

グローバル人材、リーダーの資質は何かと言われると、まずは自分の考えをきちんと持って、人の考えをきちんと理解し、その上で両方合わせて、みんなが納得できるような考えを提示して説得することだと言われています。そのためには自ら考える力の育成が大事だと思います。そうすると世界で活躍する人材が育って、国際社会に貢献することができると思います。そのように考えると、本市の四つの柱である「人権尊重」「確かな学力」「信頼される教育の確立」「生涯学習の構築」はグローバル人材を育てるために最も基本になる柱になると思います。

○尾関委員長 グローバル教育といっても、まずは身近な日本のことも知らなければなりません。それは東京、東久留米市という地元ということにもなると思います。

地域を知る、地域を活性化させるという意味でも、本市では職場体験などを行っています。関連して、キャリア教育について、指導室長から説明してもらいたいと思います。

○加納指導室長 学校におけるキャリア教育について説明します。キャリア教育は一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。各学校においては各教科や総合的な学習の時間、特別活動などを通してキャリア教育を行っています。体験活動として挙げるとすれば、全ての中学校では2年生が三日間の職場体験を行っています。また、小学校では職場体験まではいきませんが、商店や公共施設の見学に行ったり職場見学を行っていますし、また、近隣の農家の協力を得て農業生産体験活動などを行っています。

○尾関委員長 農業については、地元で農業を営まれている松本委員から説明をお願いします。

○松本第二職務代理者 職場体験の話がありましたが、私は、大変重要な施策の一つだと思っています。東久留米市内には市長もご存じのとおり事業所はあまり多くありません。職場体験を受け入れる事業所の選定については、担当の先生方が例年探すのに苦労されていたと聞いています。本市の総面積は1,300ha弱ですが160haぐらいの農地が残っています。市の総面積の1割以上は農地があります。農業も盛んですし、技術的にも高い位置にあります。そのようなこともあり、最近では、中学生の職場体験として、中学2年生を受け入れている農家が増えてきました。指導室と農業委員会とがコミュニケーションをよく取り、良い形で進んでいる結果だと思います。そういった背景もあり、平成25年度に東京都による、中学生の職場体験功労事業者を表彰する事業があり、本市からは農業委員会も含め5団

体が感謝状をいただきました。

職場体験は中学生が将来就くであろう職業を選択する時に役に立つと思いますし、また、両親、保護者が働いて給料を稼ぎ、自分たちを育ててくれていることが実感として得られると思います。また、収入があれば納税する義務があることを知り、納めた税金が、市や都から市民サービスや都民サービスという形で戻ってくるという社会の仕組みも学んでもらいたいと思います。

グローバル教育についても一言申し上げます。世界に進出していくのであれば、地元をしっかり知っておいてほしいと思います。出身地である地元の産業は何なのか、合わせて、伝統や文化についても職場体験の中で学んでほしいと思います。人と人とのコミュニケーションの能力なども育つと思います。まさしく生きた学習だと思います。これからも重要な施策の一つとして進めていかなければいけないと思っています。

○尾関委員長 「職場体験」は将来に向けての職業教育であることはもちろん、一方で、地元理解や地元活性化にもつながるため、積極的に進めています。この点について、市長いかがですか。

○並木市長 地域のことを理解しつつ、また、グローバルな活躍ができる環境づくり、特に、教育振興基本計画の柱はまさにそこにつながっているという話を伺え、ふだんから現場を見ていらっしゃる委員からそのようなお言葉を発していただくと、本当に安心しますし、期待が持てると思いました。

引き続き質問させていただきます。先ほど矢部委員からのご説明にもありましたし、この体系図の中にもありますが、さまざまな環境にある子どもたちの教育をどのように行っていくのかは大切なことだと思っています。どの学級にも発達障害により支援を必要とする子どもたちがいると聞いています。そのようなハンディのある子の支援については既に特別支援学級が設置されていますが、今後、本市はどのように特別支援教育を進めていくのかを伺います。

○尾関委員長 その点については学務課長から説明をお願いします。

○傳学務課長 特別支援教育については、東京都の特別支援教育推進計画の第三次実施計画の中で、全ての学校で特別な支援が必要な児童・生徒が専門的な教育を受けることができる体制を目指しています。東京都のこの計画の理念に基づき、平成28年度から各学校に特別支援室を順次設置し、現在は子どもが通級に通っていますが、これを逆転させて、教員が在籍校を訪問して指導を行うという計画が示されています。市では本年度から東京都のスケジュールを踏まえた特別支援教育の実施に向けた準備、さらに、市全体の特別支援教育の方向性を示す特別支援教育推進計画の策定を進めていきたいと考えています。

○並木市長 障害のある子どもたちに対して、将来に夢と希望を持つことのできる教育については、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

続いて、学校の適正規模・適正配置について伺いたいと思います。

新聞報道でも「公立学校の適正規模・適正配置」という言葉を目にするようになりました。ここで、文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されています。学校の設置や統廃合は教育委員会の所管ですが、地域社会において大きな課題であると感じています。学校の適正規模・適正配置について、教育委員会としての考えを伺います。

○尾関委員長 これについては私からお答えします。学校教育における目的の一つは、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れたり、切磋琢磨することを通じて、資質や能力を伸ばしていくことだと考えています。そのためには、一定の集団規模が確保されることが望ましいと思っています。本市でもこれまで適正規模・適正配置という考え方から進めてきましたが、本市にもまだ少人数の学校があります。市の方針として、適正規模・適正配置という方向で具体的な議論を進めていきたいと思っていますので、市長にもご理解いただきたいと思っています。

○並木市長 ありがとうございます。「公立学校の適正規模・適正配置」については、ぜひ、適正な形で進めていっていただきたいと思います。

それでは最後の質問をさせていただきます。教科書の採択方針についてです。

地方教育行政に関する法律の一部改正が行われましたが、市長と教育委員会の権限に変更はありません。したがって、教科書採択についても引き続き教育委員会の専権事項であることは認識していますが、一方、教科書採択の方針については総合教育会議で議論することは問題ないと文部科学省の通知にはあります。そういった意味で、子どもたちにとって大切な教科書をどのように選んでいくのか、教育委員会の考えを伺います。

○尾関委員長 私からお答えします。地方教育行政法が改正され、教科書問題について、市長と教育委員会の意見が違ってくるのではないかと、いろいろ心配があるようです。教科書採択についての教育委員会の考え方を理解していただき、相互理解を進めていきたいと思っています。

教科書は、小・中学校において児童・生徒が共通して使用する教材であり、非常に重要であるということは市長もご理解いただいていると思いますし、われわれもそう考えています。その採択については適正かつ公正に採択を行うことと、その計画も含めてですが、結果や理由についてきちんと明らかにしておくこと。市民全体に明らかにしていくことが必要だと思っています。公正に採択を行い、きちんとディスクローズしていくという2本柱が重要だと思っています。採択に当たっては、もちろん、教育基本法や学校教育法、学習指導要領で示す目標を十分に踏まえているかどうか、基礎的・基本的な知識、技能、思考力、判断力、表現力及び学習意欲を高めるという観点から、構成の工夫などについて十分議論し、審議していきたいと思っています。

昨年も小学校の教科書採択を行いました。委員全員で何度も教科書を見て、あるいは実際、現場の小・中学校の先生方の意見なども聞きながら検討を加えてきたという経緯がありますので、そういう方向で今後も進めていきたいと思っています。

○並木市長 委員長から、相互理解を深めたいというお言葉をいただきました。ぜひ大綱をつくっていくときにさまざまな協議、調整を進めさせていただければと思います。

多岐にわたりましたが、私からの質問は以上です。

○尾関委員長 こういう機会ですから、各委員からぜひ市長に伺っておきたい、あるいは言うておきたいということがあればと思います。

○矢部第一職務代理者 子ども、子育ての施策について市長の考えを伺いたいと思います。教育委員会では、昨年度までに一部の小学校で「子供土曜塾」を試行しています。このことは前回の学力の向上についての意見交換の場でもご説明しましたが、次年度には全小学校に展開していくということで、土曜日だけでなく放課後を使っての学校もこれから出てくると思

います。同様に、生涯学習課で考えている「放課後子供教室」の試行が始まります。次年度は幾つかの学校で試行し、さらに全校展開をと考えているわけですが、放課後や土曜日の子供たちの過ごし方ということでは、市長部局でも学童クラブ、児童館、保育園など、子育てに関するさまざまな施策や事業をなさっておられ、課題もあると思います。進め方は違うと思いますが、教育委員会と市長部局で連携して進めていかなければいけない大きな課題であると考えています。特に、学童クラブは学校の敷地にありますから、ますます学校との連携や協力が必要になってくると思いますし、保育園については小学校への接続、小学校1年生の問題を解決するための大きな期待が持たれるところが保育園ですので、密接な関係づくりをしていきたいと考えています。市長におかれましては、ぜひリーダーシップを発揮していただきたいと思っていますので、お考えをお聞かせください。

○尾関委員長 市の施策や事業には教育委員会が担当しているもの、市長部局が担当しているものがあります。市長と教育委員の連携だけではなく、市の部局と教育委員会事務局との連携も重要になってきます。そういうことも踏まえ、改めて市長から本日の感想というか、決意を述べていただければと思います。

○並木市長 先ずは、本日はこのような意見交換の場を設けていただきまして、ありがとうございました。

矢部委員から最後にお話がありました件について述べさせていただきます。3月の市議会定例会前で議案が付議されていない状況ではありますが、来年度の予算には「子どもの居場所づくり」という施策の中で事業の展開が組み込まれています。全校実施には至っていませんが学校や地域の協力が必要なことから、実績を踏まえながら拡充していきたいと思っています。また、教育委員会事務局と行政側の連携が上手くいかないといけないことから、子育て全般にわたって、所管による切れ目のない事業展開を進めていくという視点は重要視したいと思っています。そのような意味での風通しの良い施策を庁内全体で組み立てていく、考えていくことが必要だと思っています。

大綱を策定していくことは大変大きな事業ですし、責任のあることだと感じています。他市の例は分かりませんが、私としてはこの大綱を早期につくり上げ、この法改正の趣旨に則りながら市長としての立場もしっかりと果たしていかなくてはならないと思っています。しかし、現場で教育行政を担っておられる教育委員会との相互理解は本当に大切ですし、そのような中で協議、調整をしっかりと進めながら大綱づくりを進めていきたいと思っています。

○尾関委員長 過去2回、市長とわれわれは意見交換をしてきました。教育委員会制度が変わる前に3回、市長と意見交換ができたことは有意義だったと思っています。大綱の策定に向けての意見交換であると理解していますので、教育振興基本計画とともに各委員が日ごろ思っていることを今日市長にお伝えできたと思います。

市長にはぜひ本日の内容を盛り込むようにご検討いただき、新制度下で進める総合教育会議はもちろん、教育委員会が新制度になるのですから慣れないところがあると思いますが、一緒に乗り越えて相互理解をさらに進め、子どもたちの教育に帰するように、利するようしていきたいと思っています。今後とも、よろしくお願いします。

市長におかれましてはご多忙のところご出席いただき、ありがとうございました。

それでは、ここで市長と企画経営室長は退席されます。暫時、休憩します。

(市長、企画経営室長 退席)

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時22分)

◎議案第19号、20号、21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○尾関委員長 休憩を閉じて再開します。日程第3「議案第19号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」、日程第4「議案第20号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」、日程第5「議案第21号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題とします。教育長から提案説明をお願いします。

○直原教育長 議案第19号、20号、21号の三つの議案をまとめて説明します。

「議案第19号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」です。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員会が教育長と委員をもって組織されるようになることに伴い、東久留米市教育委員会処務規則の規定を整備する必要があるためです。次に、「議案第20号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」です。提案理由は、平成27年4月1日付で市の組織が改正されること、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、平成27年4月1日から総合教育会議が設置されることに伴い、東久留米市教育委員会処務規則の規定を整備する必要があるためです。次に、「議案第21号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」です。提案理由は、平成27年4月1日付で市の組織が改正されること、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、平成27年4月1日から総合教育会議が設置されることに伴い、東久留米市教育委員会事務決裁規程の規定を整備する必要があるためです。

詳細については総務課長から説明します。

○林総務課長 議案第19号の新旧対照表をご覧ください。こちらの改正は現行制度では教育長に事故があるときまたは欠けたときは、教育委員会事務局の教育部長がその職務を代理するという規定になっています。新制度に移行すると、教育長職務代理者は教育委員の中から選任されることとなります。そのため、実際の事務を行うに当たり、その権限に属する事務の一部を教育部長、事務局の職員に委任することができるとの規定を設けるものです。

続いて、議案第20号の処務規則の一部改正についてです。3枚めくっていただいて新旧対照表をご覧ください。主な改正個所について説明します。第2条ですが、教育部の総務課の名称が4月1日から「教育総務課」に変わります。第3条の3項にある「学校適正化等担当課長」の設置規定については削ります。この事務は学務課に移ります。裏面をご覧ください。別表分掌事務中、課の名称の変更とともに、教育総務課庶務係に「総合教育会議の運営に関すること」が入っていますが、これは補助執行という形で前回議決いただきました内容を盛り込んでいます。同じページの一番下の学事係に「小・中学校の適正規模・適正配置に関すること」を設けています。その次のページをご覧ください。保健給食係の上のところにある「心身障害教育に関すること」を削ります。指導室に「特別支援教育係」を設け、「特別支援教育に関すること」及び「教育センターの運営に関すること」を行うこととなります。また、生涯学習係については「放課後子ども教室に関すること」の規定を設けています。このように4月1日以降の組織変更等に体制を整えます。

続いて、議案第21号をご覧ください。事務決裁規程の一部改正になります。A4横書き

の新旧対照表をご覧ください。この事務決裁規程の主な改正点は、1 ページ目の別表 1 に「委員会の権限に属する事務」との記載を加えていますが、委員会の権限を付けたたことがあります。現行の事務決裁規程にはなかった規定の新設です。委員会の権限を改めてここに記載していますが、今までの旧規程にはなかった部分の新設ということで、委員会の権限を明らかにしたものです。

また、組織改正に伴う課の名称と市長部局の部の名称について改めています。「企画経営室」は4月以降も残りますが、「財務部」がなくなり、「総務部」が創設されるなど、部の名称の変更に伴う指定合議先等の改正をしているところがあります。それと、新しい係の創設、新たな事務の設定をこの事務決裁規程の中に盛り込んでいます。

続いて、学務課学事係の欄をご覧ください。「市立学校の適正規模・適正配置に関すること」ということで事務決裁の規定を設け、指導室に創設する特別支援教育係の決済区分を新たに設けるという改正をしているものです。3本の改正点については以上です。

○尾関委員長 各委員から質疑はありますか。なければ質疑を終了し、討論に入ります。意見がなければ討論省略と認め、採決に入ります。採決は個々で行います。

「議案第19号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第19号は承認することに決しました。

「議案第20号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第20号は承認することに決しました。

「議案第21号 東久留米市教育委員会事務決定規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第21号は承認することに決しました。

◎諸報告2

○尾関委員長 諸報告に入ります。事務局から何かありますか。

○東教育部長 特にありません。

○尾関委員長 委員からもなければ諸報告を終わります。

◎傍聴の取り扱い

○尾関委員長 人事案件の審議に入りますので、傍聴の方についてはご退席願います。暫時休憩します。

(公開しない会議を開く)

※第3回臨時会は人事案件の審議を行った後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年2月16日

委員長 尾関 謙一郎（自 書）

署名委員 名取 はにわ（自 書）